

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- 実質的な無利子化融資とは、公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、公庫以外の実施機関が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要があります。

	新型コロナウイルス感染症特別貸付（注1・2）		詳細検討中	特別利子補給制度（注1・2）								
ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 （1）最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5％以上減少 （2）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5％以上減少 ①過去3ヵ月（最近1ヵ月含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10～12月の平均売上高		左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方		ご利用 いただける方							
			<table><tr><td></td><td>小規模事業者</td><td>中小企業者</td></tr><tr><td>個人</td><td>要件無し</td><td>売上高▲20%以上</td></tr><tr><td>法人</td><td>売上高▲15%以上</td><td>売上高▲20%以上</td></tr></table> (※1)小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 （*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」 (※2)売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較。				小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人
	小規模事業者	中小企業者										
個人	要件無し	売上高▲20%以上										
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上										
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		—		—							
融資限度額	別枠 6,000 万円		左記の融資限度額のうち、3,000 万円以下の部分		補給限度額							
ご返済期間 ＜据置期間＞	設備資金：20 年以内＜うち5 年以内＞ 運転資金：15 年以内＜うち5 年以内＞		当初3 年間		補給期間							
利率（年） （注3）	3,000 万円 以下	当初3 年間：基準（災害）－0.9% 3 年経過後：基準（災害）	左記の 3,000 万円以下の部分にかかる「基準（災害）－0.9%」の利子（支払利息）（※） （※）一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を実施機関から補給		補給率 （注4）							
	3,000 万円超	基準（災害）										
担保	無担保		—		—							
実施機関	日本政策金融公庫（国民生活事業）		政府の指定する実施機関 現時点では未定		実施機関							

（注1）経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（令和2年3月13日・20:00版）より作成し、経済産業省において監修

（注2）令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は遡及適用が可能

（注3・4）令和2年3月17日時点での適用例（運転資金1,500万円・5年返済の場合）

【3,000万円以下の部分】当初3年間：0.46%、3年経過後：1.36%

↑ この部分の支払済み利子額を後日実施機関から補給し、実質的に無利子化

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類 【国民生活事業】

個人・法人共通	☐ 借入申込書 ☐ 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 【はじめてご利用いただく方】 ☐ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (創業計画書をご提出いただいた場合、提出は不要です。) ☐ 創業計画書 (事業を開始して間もない方)
個人営業の方	☐ 最近 2 期分の申告決算書 (申告されている方)
法人営業の方	☐ 最近 2 期分の確定申告書・決算書 (勘定科目明細書を含みます。) ☐ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本 (はじめてご利用いただく方)

※資金をお急ぎの方で、書類のご準備に時間を要する方は、お申込時にご相談ください。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込手続き 【国民生活事業】

1 お申込

- お申込に必要な書類をご提出いただきます。

2 ご面談

- 資金のお使いみちや事業の状況などについてお話をお伺いします。
- ご準備いただく書類は、営業状況等が分かる書類などです。

3 ご融資

- ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

※現在、特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件を満たす方については、利子補給を受けることで、3,000万円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求にかかる具体的な手続きにつきましては、詳細が公表されるまで、今しばらくお待ちください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

公庫トップページ (https://www.jfc.go.jp/) からのコロナ特貸に関する書式等の取得方法

会社概要

サービスのご案内

店舗案内

刊行物・調査結果

情報公開・公文書管理

調達情報

専門人材の募集

関係機関向け情報

採用情報

新型コロナウイルスに関する相談窓口のご案内

> 詳しくはこちら

「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口のご案内」に係る新着情報

2020年03月13日

- ③ 新型コロナウイルス感染症特別貸付のお申込手続き・ご提出書類を更新しました。

2020年03月12日

- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の拡充について(PDFファイル151.0 KB) 

2020年03月12日

- ③ 新型コロナウイルスに関する休日電話相談の実施について(PDFファイル141.8 KB) 

2020年03月11日

- ③ 農林漁業者等の皆さま向け新型コロナウイルス感染症に係る特例措置について(PDFファイル155.9 KB) 

2020年03月10日

- ③ 新型コロナウイルスに関するご相談対応のための支店の営業時間の延長について(PDFファイル178.7 KB) 

2020年02月14日

- ③ 「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」の設置(PDFファイル229.4 KB) 



融資のご案内



国の教育ローン



書式ダウンロード

地震、台風、豪雪などによる影響を受けた皆さまへ
災害等相談窓口のご案内

☎ 融資のご相談・お問合せ

事業資金相談ダイヤル

0120-154-505 (平日9時~17時)

※これから創業をお考えの方、創業して間もない方、個人企業・

日本政策金融公庫のツイッター公式アカウントです。

災害時の支援情報を発信しています。

Tweets by JFC_information

クリック

2020年02月14日

② 「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」の設置(PDFファイル229.4 KB) 



融資のご案内



国の教育ローン



書式ダウンロード

地震、台風、豪雪などによる影響を受けた皆さまへ
災害等相談窓口のご案内

日本政策金融公庫のツイッター公式アカウントです。
災害時の支援情報を発信しています。
[Tweets by JFC_information](#)

☎ 融資のご相談・お問合せ

事業資金相談ダイヤル

0120-154-505 (平日9時～17時)

※これから創業をお考えの方、創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時～19時まで承っております。

教育ローンコールセンター

0570-008656 (平日9時～21時、土曜9時～17時)

その他のお問合せはこちら



各種申込・資料請求など
オンラインサービス

📖 はじめての方

📖 用語集

💰 金利情報

🏪 店舗案内

🏢 ビジネスマッチング

☎ お問合せ/Q&A

📄 各種書式

✕ 閉じる

個人企業や小規模事業者
の方・創業をお考えの方
(国民生活事業)

農林漁業や国産農林水産
物の食品加工・流通業の
方(農林水産事業)

中小企業向け長期事業資
金をご希望の方
(中小企業事業)

📢 お知らせ
News

☰ 一覧へ

2020年03月16日 お知らせ

② 融資実績・残高(令和2年2月)を掲載しました。

国民生活事業

2020年03月16日 お知らせ

② 融資実績・残高(令和2年2月)を掲載しました。

中小企業事業

2020年03月12日 ニュースリリース

② 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の拡充について(PDFファイル193.0 KB) 

クリック

国民生活事業

農林水産事業

中小企業事業

国民生活事業

● 借入申込書等ダウンロード

当ページから、事業資金の借入申込書、創業する方向けの参考資料等をダウンロードすることができます。
なお、詳しい記載方法に関するお問い合わせは、事業資金相談ダイヤルまたは、最寄りの支店までご連絡ください。

手続きの流れについてはこちらをご覧ください。

なお、オンラインサービスからインターネット申込もご利用いただけます。

新型コロナウイルス感染症特別貸付に関する書式は以下のとおりです。

- [新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書書式](#)
- [新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書（記入例）](#)
- [ご商売の概要（お客さまの自己申告書）](#)

国民生活事業とお取引いただいている方で、残高証明書、お支払額明細書などの発送をご希望の方は、右の発行受付フォームからお申込みください。

証明書
発行受付

コロナ特貸に関する書式はこちらから取得可能
(ページ下には申込書や創業計画書もあり、必要書類はすべてHPから取得可)

● 日本公庫をはじめご利用の方へ

● 融資のご案内

● 重点的な取り組み

● 経営お役立ち情報

● 金利情報

● 各種書式ダウンロード

・ 国民生活事業

・ 農林水産事業

・ 中小企業事業

● オンラインサービス

● ビジネスマッチング

小規模事業者経営改善資金

(新型コロナウイルス感染症に伴う拡充)

日本政策金融公庫 国民生活事業では、小規模事業者の方々の経営改善のお役に立てるよう、無担保・無保証人の「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」をお取り扱いしています。

POINT 1

無担保・無保証人の融資制度です

POINT 2

商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工会議所等の長の推薦を受けた方が対象です

POINT 3

ご融資額は 2,000 万円以内です

POINT 4

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している方は、別枠で 1,000 万円を限度に、当初3年間の利率が低減されます

新型コロナウイルス感染症に伴う経営改善資金の拡充 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

ご利用 いただける方	商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工会議所等の長の推薦を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしている必要があります 1 常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の場合 5 人以下)であること 2 原則として 6 ヶ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること 3 最近 1 年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること 4 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則としてすべて完納していること 5 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと
ご融資額	2,000 万円以内
ご返済期間	設備資金 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 1 年以内)
利率(年)	特別利率F
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	ご相談 お申込 ➡ 推 薦 商工会議所 商工会 ➡ ご融資 日本政策金融公庫 国民生活事業

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、マル経融資を次のとおり拡充しています。

ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している方
ご融資額	別枠 1,000 万円以内(注1)
ご返済期間	設備資金 10 年以内 (うち据置期間 4 年以内(別枠の 1,000 万円以内)) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 3 年以内(別枠の 1,000 万円以内))
利率(年)	【当初 3 年 間】特別利率F-0.9% (別枠の 1,000 万円以内)(注2) 【4 年 目 以 降】特別利率F

(注1)ご融資の限度額は、新型コロナウイルス感染症に伴う生活衛生改善貸付の拡充部分との合計で 1,000 万円となります。

(注2)「特別利率 F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。